

# 随意契約理由

令和8年(2026年)3月31日

契約担当課名	こども未来部はぐくみセンターこども支援課
発注担当課名	こども未来部はぐくみセンターこども支援課
契約名称	豊中市意見表明等支援事業業務委託
契約内容	豊中市意見表明等支援事業業務一式
契約締結日 及び契約期間	令和8年3月31日 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA (堺市堺区新町2-4 小山電ビル2階)
契約金額	24,265,000円 (うち消費税及び地方消費税の額2,205,963円)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>豊中市意見表明等支援事業業務委託における公募型プロポーザル方式において、NPO 法人子どもアドボカシーセンターOSAKA が優先交渉者として選定され、交渉の結果、契約の相手方として確定したため。</p> <p>(選定理由)</p> <p>本業務で求められる意見表明等支援員の役割を理解した上で、これまでの行政との類似事業における多数の実績から、児童相談所職員等への研修やこどもの意見表明等支援の取組み等具体的な提案がなされていた。これまでの豊富な経験によるノウハウを活かして本業務が効率的・効果的に遂行されることが期待できることから、受託候補者としてふさわしいと判断した。</p>